

やまのべ 偉人伝心 (安達峰一郎編)

4. 三島県令の関山新道事件を契機に法学を志すようになった安達峰一郎

●法学を志す動機(1)

安達博士が山野辺学校の教員助手をわずか半年で辞めてしまったのは、なぜなのでしょう。残されたもののなかには、そのことについて明瞭に示しているものはありません。

しかしその頃、山野辺周辺の村々を巻き込み、東村山郡一体で『関山新道事件』と呼ばれる大きな騒動が起こっています。あくまで想像ですが、この事件に、安達博士は影響を受け、法学を学ぼうとする動機になったのではないかと思われるのです。

この事件は、明治13年6月に、三島通庸みしまみちつね県令(県知事)が宮城県と山形県を結ぶ関山街道に、国費でトンネルを掘り、その関山から神町→谷地→寒河江→長崎→山形への道路の開削費と旧道修繕費を、東・西・南・北村山郡の住民に負担させるべく、四郡の代表を楯岡に集め決議させた、というものです。この結果、新道路建設による恩恵が少ない東南村山郡の負担が最も多いものとなりました。

そのため、東南村山郡の村々では、戸長が中心となって負担金を納めない運動を始めたのです。この運動は東村山郡が中心となり、その代表者になったのが天童地区、天童の佐藤伊之吉さとういのきち、山野辺地区、高楯の安達久右衛門あだちきゆうゑもん(安達博士の本家)でした。二人は郡長に納めない理由を書いた上申書(上級機関に意見を述べること)に、戸長が村民から集めた二人への委任状を添付して提出したのです。

上申書の主な内容は、先に開いた4郡代表者会は、その当時の法律に基づいた会議ではないので、その決定内容に法的拘束力がない。したがって負担金は納めなくてもよいと主張したものです。

その主張に同意して委任状に署名した東村山郡内の町村数は、1町82カ村で、全町村の86%、戸数は8,205戸で、全戸数の70%でした。郡内のほとんどの町村と人々が不納運動に参加しています。そのなかで山野辺地区の分の表の資料がありますのでその内容を右段に示します。

しかし、県令・郡長は法的根拠のない会議に気づきながら、権力で納入させようとしたので、代表の佐藤と安達は上申書を二度も三度も提出しました。上申書はあくまで法律論で押し通したので、

高楯の安達久右衛門は、戸長の渡辺庄右衛門わたなべしやうゑもんや安達博士の父で学校の教員をしていた久ひさしなどと法律の検討を連日のようにしたと考えられます。

当時、明治政府は日本が西欧に追いつくために急いで法治国家にしようと、法律の作成を急いでいました。しかしその実態は試行錯誤の状態朝令暮改のありさまでした。そのあたりをうまくついで佐藤と安達は不納運動を展開したのです。教員助手をしていた峰一郎は、父や親戚の方々が村民のためにがんばって法律を検討しているのを無視したはずはなく、むしろ法律に興味を持ち始め、勉強に取り組んだのではないのでしょうか。

この事件は、県令・郡長と争っても主張が通らないと考え、仙台の宮城上等裁判所に提訴しました。すると、県令・郡長は裁判になっては勝てないと考え、判決が出る前に警察官を動員して戸長や村民を弾圧するようになりました。特に天童地区で弾圧が激しく行われ、次々と委任状を取り下げさせられるようになりました。

結局委任状はすべて取り下げさせられ、佐藤伊之吉は逮捕され、裁判所への訴訟も取り下げさせられました。負担金も納入させられて、この不納運動は失敗に終わり、村の人たちは悔しい思いをしられたのでした。

峰一郎は、このありさまを身近に見ていて、法律問題の重要性に気づき、法学を学ぼうという意欲がこの事件を通して生まれたのではないかと思われるのです。

山野辺地区不納運動参加表

村名	戸長	戸数	委任数	委任%
築沢・北作・畑谷	日詰久右衛門	192	179	93
根際	鈴木 補助	138	117	85
要害	不明	71	62	87
大塚・三河尻	東海林作兵衛	126	125	99
山野辺・東西高楯	渡辺庄右衛門	409	376	92
深堀	鈴木 助十郎	195	154	80
大寺	三浦 与蔵	143	124	87
北垣	武田 隆元	50	42	84
杉下	多田 伊三郎	51	47	92
大蔵	多田 亀次郎	85	80	94
北山	峰田 源太郎	106	105	99
計		1,566	1,411	90

文：山辺町ふるさと資料館長 佐藤継雄つぐお
参考図書：『山形県史 第四巻』(第二章第三節2)